

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十四日

広島県知事 横 田 美 香

広島県規則第十号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和三十二年広島県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第4号 (第8条関係)

(表面)			
(略)			
営業許可申請書・営業届 (新規、継続)			
(略)			
(略)			
営業施設情報	(略)	(略)	(略)
	(略)		
	(略)		
	(略)		
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	自動販売機、全自動調理機の型番		(略)
	自動販売機、全自動調理機の型番		(略)
	(略)	(略)	
	(略)		

(裏面)					
(略)					
業種に応じた情報	(略)	(略)	飲食店のうち従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業	(略)	
	ふぐの処理を行う施設		<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
	(略)	(略)	(略)		
(略)					

注 (略)

改正前

様式第4号 (第8条関係)

(表面)			
(略)			
営業許可申請書・営業届 (新規、継続)			
(略)			
(略)			
営業施設情報	(略)	(略)	(略)
	(略)		
	(略)		
	(略)		
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	自動販売機の型番		(略)
	自動販売機の型番		(略)
	(略)	(略)	
	(略)		

(裏面)				
(略)				
業種に応じた情報	(略)	(略)	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	(略)
	ふぐの処理を行う施設			<input type="checkbox"/>
	(略)	(略)	(略)	
(略)				

注 (略)

様式第7号 (第12条関係)

(表面)			
(略)			
営業許可申請書・営業届 (変更)			
(略)			
(略)			
営業施設情報	(略)	(略)	(略)
	(略)		
	(略)		
	(略)		
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	自動販売機、全自動調理機の型番	業態	
(略)	(略)		
(略)			

(裏面)				
(略)				
業種に応じた情報	(略)	(略)	飲食店のうち従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業	(略)
	ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
	(略)	(略)	(略)	
(略)				
注 (略)				

様式第7号 (第12条関係)

(表面)			
(略)			
営業許可申請書・営業届 (変更)			
(略)			
(略)			
営業施設情報	(略)	(略)	(略)
	(略)		
	(略)		
	(略)		
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	自動販売機の型番	業態	
(略)	(略)		
(略)			

(裏面)				
(略)				
業種に応じた情報	(略)	(略)	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	(略)
	ふぐの処理を行う施設			<input type="checkbox"/>
	(略)	(略)	(略)	
(略)				
注 (略)				

様式第9号 (第15条関係)

(表面)			
(略)			
営業許可申請書・営業届 (廃業)			
(略)			
(略)			
営業施設情報	(略)	(略)	(略)
	(略)		
	(略)		
	(略)		
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	自動販売機、全自動調理機の型番		(略)
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	

(裏面)				
(略)				
業種に応じた情報	(略)	(略)	飲食店のうち従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業	(略)
	ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
	(略)	(略)	(略)	
(略)				
注 (略)				

様式第9号 (第15条関係)

(表面)			
(略)			
営業許可申請書・営業届 (廃業)			
(略)			
(略)			
営業施設情報	(略)	(略)	(略)
	(略)		
	(略)		
	(略)		
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	自動販売機の型番		(略)
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	

(裏面)				
(略)				
業種に応じた情報	(略)	(略)	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	(略)
	ふぐの処理を行う施設 <input type="checkbox"/>			
	(略)	(略)	(略)	
(略)				
注 (略)				

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の食品衛生法施行細則の様式でしている申請その他の手続は、この規則による改正後の食品衛生法施行細則の様式による申請その他の手続とみなす。